

特定非営利活動法人 東アジア児童基金会 定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人 東アジア児童基金会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を広島県安芸高田市八千代町勝田448番地に置く。

第3条（目的）

この法人は、東アジア地域に居住する子ども並びに青少年の健全な育成・保護を図るとともに、人権の擁護と平和・文化交流を図るため、広く国際協力活動を展開して行くことを目的とする。

第4条（活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条（事業の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 孤児の安全確保事業
 - ①救急救命事業
 - ②地元の人々および国家機関・国際機関に対する協力要請事業
 - ③家族・関係者らへの連絡探索事業
- (2) 子ども並びに青少年が健全な育成を確保できるための福利厚生・教育・文化事業
- (3) 国際交流事業

- (4) 中国吉林省の延辺朝鮮族自治州における孤児たちへの生活支援事業
 - ①必要とされる衣・食・住を提供する事業
 - ②医薬・医療を供給して健康の回復と向上を図る事業
 - ③児童への教育を確保するための学費・学習用具・学習施設の供給事業
- (5) 児童養護施設の運営
- (6) 児童の自立支援事業
- (7) 孤児の法的地位獲得事業
 - ①安寧な生活の中での育成を図るため、法的安定を付与されるよう当該政府に要請活動をする事業
 - ②成長に応じて、適法に就学し、進学し、就職が可能となるよう当該政府に要請活動をする事業
 - ③他の全ての国の政府、全ての国際機関、全てのNGOへの協力要請事業
- (8) 朝鮮族孤児への関心向上を図る事業
 - ①広報誌・紙、報告書、啓発書の発行
 - ②ホームページの開設・運営
 - ③孤児の実状把握のための現地視察・調査活動の企画
- (9) 目的を同じくする他の個人、団体との情報交換および連絡網の構築事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

第6条（種別）

この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人及び団体

第7条（入会）

正会員の入会については、法人の目的を尊重し、活動の発展と支援に賛同する個人、団体とする。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めな

ればならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

第13条（種別及び定数）

1 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、他に2人以上の副理事長を置く。

第14条（選任等）

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事による互選とする。

- 3 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が予め指名した順序に従ってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

第16条（任期等）

- 1 役員任期は、2年とする。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 前各項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

- 1 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、議決に先だって当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。
- 2 役員に対しては、その職務の執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第20条（種別）

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第23条（総会の開催）

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

第24条（総会の招集）

1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長がこれを招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面により、開催の日の7日前までに正会員に対して通知しなければならない。

第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第27条（総会の議決）

1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（総会での表決権等）

1 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面を以て表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

第29条（総会の議事録）

1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければな

らない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は委任表決者があるときはその数）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名をしなければならない。

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項につき、その執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務につき、その執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の過半数から、理事会の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき

第33条（理事会の招集）

- 1 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 2 前条第2号の請求があったときは、理事長は7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の3日以上前までに理事に対して通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（理事会の表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面を以て表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

第37条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者があるときはその氏名）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名をしなければならない

第5章 資 産

第38条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第39条（管理）

この法人の資産は理事長がこれを管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 会 計

第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第41条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第42条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長がこれを作成し、総会の議決を経なければならない。

第43条（暫定予算）

1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第44条（予備費）

1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第45条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決により既定予算の追加又は更正をすることができる。

第46条（事業報告及び決算）

1 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長がこれを作成し、監事による監査を受けた後、総会の議決を経なければならない。

2 決算に剰余金が生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

第47条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

ない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第48条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

第49条（解散）

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第50条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決した他の非営利活動法人に譲渡するものとする。

第51条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

第52条（公告）

この法人の公告は、当法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

第53条（事務局の設置）

- 1 この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第54条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長がこれを行う。

第55条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第9章 雑 則

第56条（細則）

この定款の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
4. この団体の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から平成24年3月31日までとする。
5. この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この団体の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

正会員 年会費3,000円／1口（1口以上）

賛助会員 年会費1,000円／1口（1口以上）

【別表】

理事長	姜 仁秀
副理事長	朴 喆鍾
副理事長	李 英俊
副理事長	金 石生
理事	姜 慧
理事	河野 慶一
理事	尹 正幸
理事	盧 在洙

理事	成 秀吉
理事	鄭 俊根
理事	韓 東一
理事	田中 暢治
理事	車 星哲
理事	堀 信
監事	今村 康男
監事	井手 哲治